

## 令和4年第8回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年7月5日（火） 開会 午後1時30分  
閉会 午後2時35分

2. 場 所 東区役所5階研修室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

|    |       |    |        |    |           |
|----|-------|----|--------|----|-----------|
| 1  | 福島 幸治 | 2  | 鍛冶山 正照 | 3  | 己斐 潔      |
| 4  | 山本 香織 | 5  | 溝口 憲幸  | 6  | 上垣内 保之    |
| 7  | 浅元 恒夫 | 8  | 岩重 隆弘  | 9  | 下谷 邦代     |
| 10 | 佐藤 和夫 | 11 | 高島 辰也  | 12 | 沼田——聖（欠席） |
| 13 | 谷口 憲  | 14 | 船木 良江  | 15 | 河野 芳徳     |
| 16 | 山縣 由明 | 17 | 吉田 米治  | 18 | 奥田 一成     |
| 19 | 児玉 一成 |    |        |    |           |

5. 欠席委員

12番 沼田 聖

6. 議事録署名者

6番 上垣内 保之      7番 浅元 恒夫

7. 職務のため出席した事務局職員

|         |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|
| 事務局長    | 大畦 裕之 | 事務局次長 | 小路 和典 |
| 主幹(事)主任 | 平木 周二 | 主 事   | 西村 昌敏 |
| 主 事     | 山崎 智晴 |       |       |

## 8. 総会議事日程

### ・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (5) 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- (6) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

### ・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について

### ・農政に係る審議事項

- (1) 令和5年度広島市農政に関する意見書の項目案・文案素案について

### ・その他

- (1) 令和4年第5回広島市議会定例会の報告について
- (2) 会長・会長職務代理者の年間業務分担について
- (3) 令和4年度中山間地域お宝資源掘り起こし事業第2次募集について
- (4) 令和4年度第2回地区協議会の日程について
- (5) 広島市農業委員会研修会の開催について
- (6) 令和4年7月の現地調査日程について

## 議 事

### 議 長（福島会長）

今年は梅雨が6月で終わりました、蒸し暑い日が続きますけど、体には気を付けてください。

また、先月の17日に農業委員の任命式がありまして、そのうち4名が新しくなりました。また、20日に推進委員42名の委嘱式を行いました。そのうち12名が新しい人になりましたので、これからも3年間よろしくお願いいたします。

それでは、令和4年第8回広島市農業委員会総会を開会します。本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。安佐南区、米田推進委員、よろしくお願いいたします。

また、本日は総会終了後、委員親和会の総会と令和5年度市農政に関する意見書の意見書検討班による検討会がありますのでよろしくお願いいたします。

本日の欠席は、12番、沼田委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立いたします。

まず、議事録署名者を指名します。6番、上垣内委員、7番、浅元委員、よろしくお願いします。

それでは、審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、11件を上程します。事務局から説明をお願いします。

### 事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請11件について説明します。議案の3ページ、4ページをご覧ください。

1番は、申請地が譲渡人の耕作地に隣接し、利便性が良いため取得するものです。

2番、5番及び9番から11番は、規模拡大のため申請地を取得するものです。

3番及び4番は、譲渡人の下で定年退職後農作業を手伝っていた譲受人がこのたび新規に農地を取得するものです。ジャガイモ・リンゴ・プルーンなどを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

6番及び8番は、申請地が自宅に隣接しており利便性が良いため取得するものです。

7番は公共事業に伴う代替地として自宅に隣接した農地を取得するものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で説明を終わります。

### 議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。1番、上垣内委員。

## **上垣内委員**

6 番の上垣内と申します。1 番については、6 月 22 日に浅元委員と、事務局職員の方で現地調査をいたしました。譲受人は、近隣に耕作地を持っておられて、問題はないと判断をしました。

## **議 長**

2 番、浅元委員。

## **浅元委員**

7 番の浅元です。6 月 22 日に上垣内委員、事務局職員とともに現地調査を行いました。2 番の申請地は、譲渡人が不在地主で高齢のため、管理困難という状況と、譲受人は地元の農業者で現在農業を行っており、経営規模を拡大するというので、許可申請がされたという案件でございます。現地は適切に管理されており、許可は問題ないと思います。

## **議 長**

3 番から 5 番、岩重委員。

## **岩重委員**

8 番の岩重です。3 番、4 番、5 番の案件は、6 月 16 日に、己斐委員、事務局職員 2 名と現地を確認いたしました。

3 番の申請地は、既に耕作され、きれいに管理されておりました。また、4 番の申請地は、耕作されていませんでしたが、草刈りがされて、耕作ができる状態での管理がされておりました。譲受人は、以前から農業の経験があると聞いておりますので、3 番、4 番の申請に関して問題はないと思います。

5 番の申請地は、梅の木が植えてあり、きれいに管理されておりました。譲受人はすでに所有している農地でも梅を栽培されており、この申請は問題ないと思います。

## **議 長**

6 番、7 番、己斐委員。

## **己斐委員**

3 番の己斐です。6 番は、6 月 16 日に岩重委員、事務局職員とで現地の調査を行いました。現地は除草もされ、適切に管理されておりました。譲受人の自宅と隣接し、利便性も良く、柿、栗等の果樹を栽培するとのことで、問題はありません。

7 番の案件は、4 月 13 日に申請が出ており、同月 19 日に現地の調査を行

いましたところ、防草シートや河川改修に伴う碎石等が撤去されていなかったため、保留となった案件ですが、改めて6月16日に岩重委員と事務局職員とで現地の調査を行ったところ、全て撤去され、農地として耕作できる状態になっておりましたので、問題はないと思います。

#### **議 長**

8番、高島委員。

#### **高島委員**

6月23日に、事務局職員とともに、現地の調査を行いました。なお、12番の沼田委員は、後日確認をされております。申請地は適切に管理されており、問題ないものと思います。

#### **議 長**

9番、谷口委員。

#### **谷口委員**

13番谷口です。6月23日に、舩木委員、事務局職員とで現地を確認しております。現地は長年休耕状態が続いておりましたが、耕作ができる状態に草刈り等の管理がされており、問題はないと思います。

#### **議 長**

10番、河野委員。

#### **河野委員**

15番の河野です。10番の案件について説明をいたします。6月16日に、山縣委員と事務局職員と現地の調査をいたしました。譲受人と譲渡人は、親族であり、譲渡人が94歳という高齢で、譲受人に農地を所有権移転したいということで、問題はございません。

#### **議 長**

11番、吉田委員。

#### **吉田委員**

17番吉田です。11番の案件ですが、去る6月22日に事務局職員2名と現地調査を行いました。譲受人は、住まいは市外ですが、本申請地の集落が実家であり、通勤農業で周辺農地も耕作管理されており、この度規模拡大で求めた農地であり、異議ございません。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、11件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について3件を上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の3件について説明します。議案の5ページをご覧ください。

1番は、宅地への転用事案で、病院及び介護老人保健施設を経営する申請人が、病院、社会福祉施設及び立体駐車場を建築しようとするものです。申請地に市街化区域農地がありますが、開発行為を伴うものであるため、全筆を許可申請としたものです。本件は当初、既存施設の職員及び外来者用駐車場として令和3年8月19日付で農地法第5条の許可を受けたものですが、この度、医療施設と福祉施設を合築した統合施設を建築することとしたため、当初許可を受けた事業計画区域を拡張しています。

なお、前回許可を受けた土地については、所有権移転登記が完了しているため、事業計画変更承認申請とともに農地法第4条許可申請がされており、かつ事業計画区域の拡張に当たり、新たに所有権を取得する農地を含んでいるため、当該土地については議案第3号の議案番号4番のとおり、農地法第5条許可申請がされています。

2番、3番は雑種地への転用事案で、申請地を整備し、不動産業者に工事用資材置場として賃貸するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

2番、3番の案件は、申請地が雑種地として整備済みであったため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

2番、3番の案件は本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

1 番の案件は、転用面積が 30 アールを超えるため、本総会で承認されますと、7 月 15 日（金）に開催される広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。

また、本件は都市計画法に規定する開発行為の許可を要する案件であるため、本法を所管する宅地開発指導課との同時許可となります。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

## **議 長**

それでは担当委員のご意見をお伺いします。1 番、山縣委員。

## **山縣委員**

16 番山縣です。1 番について説明します。この件につきましては、6 月 16 日、私と河野委員及び事務局職員 2 名で現地調査いたしました。申請地は休耕地となっていました。申請人が、病院、社会福祉施設及び立体駐車場を建設するものです。周辺農地等に支障はないと思われ、許可相当と認めます。

## **議 長**

2 番、3 番、奥田委員。

## **奥田委員**

18 番奥田です。6 月 22 日に事務局の方 2 名と現地調査をいたしました。現地は石内バイパス沿いの雑種地で整地がしてありまして、周囲に影響は無く、問題はないと思います。

## **議 長**

ありがとうございました。

それでは、その他、ご意見等ございますか。

（委員：意見なし）

## **議 長**

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

## **議 長**

異議がないので、1 番を除く 2 件を許可することに決定いたします。

1 番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに、また、都市計画法に規定する開発行為の許可に合わせ、農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について7件を上程します。事務局から説明をお願いします。

### 事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の7件について説明いたします。議案の6ページ、7ページをご覧ください。

1番、2番、及び6番は雑種地への転用事案で、譲受人が申請地を譲り受け又は借り受けて、ドッグラン、太陽光発電設備、及び在庫車の駐車場・倉庫として利用するものです。1番は姉弟で共有している申請地を、弟から借りて転用するものです。6番の譲受人の法人は、呉市内で貸金業を営んでおり、申請地から遠方ですが、日常の管理は申請地付近に住んでいる社員が行うことを確認しています。

3番は、宅地への転用事案で、既存の農業用倉庫を併用地である母屋と一緒に譲り受け、会社の保養施設に転用するものです。

4番は、宅地への転用事案で申請地を借り受けて、議案第2号議案番号1番の併用地として、病院及び社会福祉施設へ転用するものです。

5番は、雑種地への転用事案で、申請地を借り受け、4番に隣接する急傾斜地崩壊危険区域に土嚢、松丸太などの防災用資材置場に転用するものです。

7番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、植林・倉庫として利用するものです。申請地には、既存の堀込車庫がありますが、これは平成7年10月30日付けで市街化調整区域に指定される前の昭和61年から平成2年ごろに譲渡人により作られたもので、都市計画法上の違法建築物にあたらないことを都市計画課に確認しております。

申請地は全て、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1番から3番及び5番から7番の6件の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

4番は、転用面積が30アールを超えるため、本総会で承認されますと、7月15日（金）に開催される広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、また、開発行為の許可を要する案件であるため、本法を所管する宅地開発指導課との同時許可となります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

### 議 長

議案第3号について、担当委員のご意見をお伺い致します。1番、山本委員。

### 山本委員

4番山本です。1番につきご報告いたします。6月16日に事務局の方と現地を確認いたしました。共有者から使用貸借し、ドッグランとして転用する案

件です。現地は休耕中ですが、きちんと管理されておりました。近隣農地への影響はないと思われますので、問題ないと思います。

## **議 長**

2 番、岩重委員。

## **岩重委員**

8 番の岩重です。2 番の案件は、6 月 16 日に事務局職員 2 名と現地を確認いたしました。申請地は休耕地で、申請地の周囲は太陽光パネルの設置が既にされているところでした。周辺農地への影響もなく、転用は問題ないと思います。

## **議 長**

3 番、船木委員。

## **船木委員**

14 番の船木です。令和 4 年 6 月 23 日の木曜日に事務局職員 2 名と現地調査を行いました。現地は以前より納屋として利用されていました。隣接する母屋と併せて売買され、譲受人が取得し、会社の保養施設として利用されます。太田川にも降りることができる立地で保養施設への転用も妥当だと思われます。周辺に耕作地もなく、農地への影響もないので、今回の転用許可申請は問題ありません。

## **議 長**

4 番から 6 番、山縣委員。

## **山縣委員**

16 番の山縣です。4 番について説明します。この件につきましては、6 月 16 日、私と河野委員及び事務局職員 2 名と現地調査いたしました。申請地は、休耕地となっております。賃借権を設定し、病院及び社会福祉施設、立体駐車場を建設するものです。周辺農地及び排水等に問題はないと思われ、許可相当と認めます。

次に 5 番について説明します。この件も 4 番と同じ日時及びメンバーで現地調査を行いました。申請地は休耕地となっております。賃借権を設定し、病院の防災用資材置場として使用するものです。周辺農地等に支障はないと思われ、許可相当と認めます。

次に 6 番について説明します。この件も 5 番と同じ日時及びメンバーで調査しました。申請地は休耕地となっております。譲渡人が、古物商を営営する譲受人に売買し、駐車場として利用しようとするものです。周辺に被害は及ば

ないと思われ、許可相当と認めます。

## **議 長**

7 番、奥田委員。

## **奥田委員**

18 番奥田です。7 番の件ですが、6 月 22 日に事務局の方 2 名と現地調査をいたしました。法面の土砂流出防止のために植林をするということで問題はないと思います。

## **議 長**

ありがとうございました。

それでは、その他、ご意見等、ございますか。

## **河野委員**

1 番ですが、譲渡人は、持分が 2 分の 1 と、おそらく登記はなっているものと思いますが、「権利を設定しない共有者」と書いてあり、今回の場合は貸借権の設定ということですが、売買になった場合、どういう対応になるのですか。

## **事務局（西村主事）**

売買になれば、2 分の 1 の持ち分を共有者から取得することになり、自分の持ち分と合わせて 1 分の 1 になるということになります。

## **事務局（平木主幹）**

議案の表記が、今回は、使用貸借権の設定ですから、「権利を設定しない共有者」となります。所有権移転の場合は、自分の持ち分は自分に移転はしないので、「権利を移転しない共有者」という表記になります。

## **河野委員**

売買の場合は、やっぱり 2 分の 1 もらえるのですか。もらえないのですか。

## **事務局（平木主幹）**

もし、これが売買でしたら、この方たちは姉弟なので、弟さんの分をお姉さんに 2 分の 1 を移すということになれば、売買というか、所有権移転はあります。

## **河野委員**

お金がもらえるということですか。

### 事務局（平木主幹）

売買する場合がありますし、姉弟なので贈与ということもあり、2分の1の所有権移転ができます。

今回は使用貸借権設定なので、貸す場合には、そういう持ち分とかは無いので、だからここには書いていません。

### 河野委員

分かりました。

### 議 長

よろしいですか。

他にございませんか。

（委員：意見なし）

### 議 長

それでは許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

### 議 長

異議がないので、4番を除く6件を許可することに決定いたします。

4番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに、また、都市計画法に規定する開発行為の許可に合わせ、農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

### 事務局（山崎主事）

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、

- ① 被相続人が農業を営んでいたか
- ② 相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか
- ③ 申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の8ページをご覧ください。今回、1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、

先ほど申し上げました要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。以上で説明を終わります。

## 議 長

議案第4号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、溝口委員。

## 溝口委員

5番の溝口です。去る6月16日に、私と事務局職員2名で現地を確認しました。適正に管理されており、問題ないと思われます。

## 議 長

それでは、その他、ご質問等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、62件を上程します。説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第5号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の62件について説明いたします。農家等からの利用権設定の申し出に基づき、広島市が作成した農用地利用集積計画案について、令和4年6月15日付けで、広島市長から農業委員会会長へ審議依頼がありました。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の「市町村は、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。」という規定によるものです。

それでは、議案の9ページから21ページをご覧ください。農用地利用集積計画の内容は議案のとおりです。

利用権設定の新規分として49件、継続分として利用権設定の終期が本年7月31日までとなっている計画の更新が13件となっております。

なお、新規分のうち議案番号6番を始め、番号に網掛けをしている28件は、〇〇氏の耕作地を、〇〇氏の経営する㈱〇〇農園へ借主変更を行うもの、相対

又は広島県森林整備・農業振興財団の中間管理事業への貸借契約を、全て中間管理事業への貸借契約への期間を揃えた再契約を行うもので、実質的に貸主と借主の状況は変わらず、耕作状況も変更がない案件は、新規分ではありますが担当委員の意見については省略させていただきます。

新規分について説明をいたします。

1 番、3 番は経営規模拡大のため、農地を借り受けるものです。

2 番は、令和 4 年 3 月 31 日で利用権の終期を迎えた農用地を所有者に一旦全筆返還し、一部を新規で借り受けるもので、利用権設定後の耕作面積は一般基準である下限面積の 10 アールは満たしませんが、借受人は“スローライフで夢づくり”新規就農者育成事業修了者であり、特例基準である「一定の農業研修を受講した者で、広島市長が認める者」に該当するため、この場合の借入地である 1 アール以上の要件を満たします。

31 番は、新規に農用地を借り受けるものですが、特例基準である「一定の農業経験を有する者で、広島市長が認める者」であること及び、「市のあっせんを伴わず利用権設定を希望する者」であることを安佐北区農林課に確認済みであり、先ほどの案件と同様に、1 アール以上の借入地であることの要件を満たします。

32 番から 34 番、41 番、42 番は、新規に就農するものです。

4 番、5 番、29 番、30 番、35 番から 40 番、46 番、47 番は、経営規模拡大のため、地権者から広島県森林整備・農業振興財団が借り受け、利用者に転貸するものです。

続いて継続分について、内容は議案のとおりです。上程した 62 件につきましては、経営面積・農業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号及び広島市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想にある利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしております。

なお、本件は、総会で決定されますと、広島市長が令和 4 年 7 月 29 日に公告を行い効力が発生することとなります。

以上で議案第 5 号の説明を終わります。

## 議 長

事務局の説明が終わりました。このうち、継続分については、引き続き営農活動が行われております。新規分の 21 件について、担当委員のご意見をお伺いします。1 番から 3 番、上垣内委員。

## 上垣内委員

現地を確認しましたが、特に問題ないと思います。

## 議 長

4 番、5 番、浅元委員。

### **浅元委員**

7番の浅元でございます。4番、5番の案件は、事務局から説明がありましたとおり、所有者から中間管理機構経由で耕作者に10年の賃借権の設定をするものです。現地は適切に耕作されており、問題はないと思います。

### **議 長**

29番、30番、岩重委員。

### **岩重委員**

8番の岩重です。29、30番は、6月30日に現地を確認いたしました。現地はサトイモ、カボチャが作付けをされておりました。借人は既にハウスや露地栽培で出荷をされている生産者です。新規の利用権設定は問題ないと思います。

### **議 長**

31番から33番、己斐委員。

### **己斐委員**

3番の己斐です。31番は、地権者の同意のもと作付けされており、一部収穫済みとなってはいましたが、ほ場は適切に管理されておりました。

32番は、キャベツ、マクワウリを作付けされておりました。

33番は、ナス、サトイモが植え付けられており、ナスについては収穫が進んでいるように見え、地権者の同意もあり、作付計画のこともあり、やむを得ないものと思います。

3件とも異議はありません。

### **議 長**

34番、下谷委員。

### **下谷委員**

9番下谷です。34番の案件は、令和4年3月末日までスローライフの〇〇さんが借りておられた土地で、きれいに管理されています。借人は、広島活力農業経営者育成事業の研修を受け、〇〇町に就農されています。実家が5分くらいのところにあり、朝市へも出荷されています。問題ないと思います。

### **議 長**

35番から40番、高畠委員。

## 高島委員

11番の高島です。35番から40番の案件でございますけども、40番の借人は可部の方で野菜を耕作されており、一部返却をしないといけない、耕作面積が減るので土地を求めているところ、35番から39番を賃借するもので、何ら問題はないものと思います。

## 議 長

41番、42番、谷口委員。

## 谷口委員

13番谷口です。41番、42番の案件につきましては、6月23日に現地を確認しております。41番、42番とも、どちらも高齢で耕作困難となっており、借人は、己斐中の方に住居があり、昨年度の中山間お宝掘り起こし事業の認定を受けておりまして、その中で耕作放棄地を活用して野菜等を生産販売するというもので、問題はないと思います。

## 議 長

46番、47番、山縣委員。

## 山縣委員

16番山縣です。46番について説明します。この件は6月30日に現地調査しました。申請地は農地として管理されております。貸人が高齢のため耕作が困難であり、広島県森林整備農業振興財団に利用権を設定するものです。

次に47番について説明します。46番で利用権を設定した農地を、スローライフで夢づくり新規就農者育成事業の研修を修了した借人が、広島県森林整備農業振興財団と契約し、令和4年8月1日から5年間野菜を栽培するものです。借人は、父親と一緒に就農しており、栽培意欲は十分にあり問題ないと認められます。

## 議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：異議なし)

## 議 長

意見がないようでございますが、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。異議がないので議案第5号の62件について、計画案のとおり決定し、その旨を市長に回答することにいたします。

続きまして、議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第 6 号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。令和 4 年 6 月 6 日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3 点あります。

第 1 点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。

第 2 点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。

第 3 点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていること。となっています。

なお、御存じのとおり、農業委員会法第 8 条の規定により、農業委員は、認定農業者が過半数を占めるようにしなければならないとされております。

それでは、議案の 22 ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については、23 ページから 29 ページをご覧ください。

申請者は、現在、ハウスで葉物野菜の栽培を行っています。水管理について、スプリンクラーやサイドからのかん水をしています。場所によってかん水量の差があり、生育が一定でないため、かん水方法を工夫し単収を上げます。販売については、契約販売を行っており、今後、作付面積を増やすため、各販売店のバイヤーと商談し、販路拡大を目指します。申請者は家族経営協定を締結し、家族間の役割分担や就業条件を明確にしており、今後は、後継者への経営移譲を進めます。また、温度・湿度センサーや制御装置を活用することで、年間労働時間 2,000 時間、年間所得 510 万円を目指す計画を立て、申請するものです。

以上で説明を終わります。

## 議 長

それでは担当委員のご意見をお伺いします。1 番、米田推進委員。

### 米田推進委員

安佐南区第 2 地区を担当しております農地利用最適化推進委員の米田でございます。今回初めて参加します。よろしくお願いします。

6 月 29 日に福島会長とともに〇〇農園を訪問し、お話をお伺いしました。現在ハウス 18 棟でパセリを中心にハウレンソウ、シュンギク、ミズナ、コマツナの軟弱野菜を栽培しています。特にパセリは NHK でも全国放映もされ、

安定的に契約販売を行っております。数年前より子の夫が生産に加わり、今年3月には4名で家族経営協定に調印しました。将来的には子の夫に経営移譲していく方針とのことです。今後とも現状を維持し、市街化農地を守っていくとの意向でありましたので、経営改善計画の更新については問題ないものと思われます。

## 議 長

ありがとうございました。

米田推進委員と一緒に私も行きました。申請人は以前推進委員をされており、認定農業者でありますので、今の説明のとおりで問題ないと思います。

それでは、その他、ご質問等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、1件を「意見なし」と市長に回答することに決定いたします。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第5号の専決処理について、88件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

報告第1号から第5号までの専決処理について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出、30ページから32ページの21件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出、33ページから41ページの45件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、42ページ、43ページの7件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、44ページ、45ページの13件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用届出取消、46ページの2件は、広島市農業委員会事務局規

程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。  
以上で報告第1号から第5号までの説明を終わります。

## 議 長

事務局から説明があった報告第1号から第5号について何かご質問がございますか。

(委員：質問なし)

## 議 長

質問がないようなので、報告事項を終了いたします。

続きまして、議事日程5の、農政に係る審議事項の議題に入ります。

はじめに、令和5年度広島市農政に関する意見書の項目案・文案素案について、事務局に説明をお願いします。

## 事務局（平木主幹）

事務局の平木です。

令和5年度広島市農政に関する意見書の項目案・文案素案について説明をいたします。別紙一枚ものでお配りしている資料をご覧ください。

先月の意見書検討班で協議した内容や新たに提出された意見を踏まえ、意見書の項目案と文案素案について提案させていただきます。引き続き、委員の皆様から意見をいただきながら、検討を進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

1つ目の項目は、「農地の利活用の推進について」です。「農家の高齢化や担い手不足により遊休農地は年々増加しており、今後、加速度的に荒廃していくことが想定される。守るべき農地の荒廃化を防ぐために多様な利活用の推進を図ること。」を掲げています。内容は農家の高齢化や担い手不足により遊休農地の増加及び荒廃化が加速度的に進んでいる。いったん荒れてしまうと農地への復元は難しく、大変な労力が必要であることから、守るべき農地の多様な利活用の推進を図る必要がある。果樹は栽培を工夫すれば有害鳥獣の被害が野菜や水稻に比べ少なく、粗放型のため省力で栽培でき狭小な農地の活用も期待できるとしています。

2つ目の項目は、「新規参入の促進について」です。「市民の農業体験や食育を学べる場の拡大を行い、農に関わる市民の裾野を大きく広げ、市民が農のある暮らしに取り組みやすい環境を作ること。」を掲げています。内容は高齢化、人口減少に伴い農業従事者が減少しているので、新たに農業に携わる人を確保する必要がある。市民の農業体験、食育を学べる場の拡大を行い、農に関わる市民の裾野を大きく広げ、農のある暮らしに取り組みやすい環境を作ること、非農家からの新規参入を促す。新規就農者のなかで、中核的担い手となる者には、JA等関係機関と連携し、生産技

術の指導だけでなく、最新技術の導入や流通・販売についても指導を行い、経営の安定を図る必要があるとしています。

3つ目の項目は、「持続可能な農業の推進について」です。「有機農業を始めとする減化学肥料・減化学農薬の農業に取り組み、持続可能な農業の推進を図ること。また、有害鳥獣対策については引き続き捕獲強化を進めること。」を掲げています。内容は化学肥料・化学農薬の使用の低減による環境負荷の軽減は将来にわたる食料の安全供給、消費者からの評価の向上につながるため、その普及に取り組み持続可能な農業の推進を図ること。有害鳥獣の被害により農業を続けることを諦める農家もいます。有害鳥獣対策については、今年度新たに広島市有害鳥獣捕獲物引取制度がモデル事業として実施されたので、その効果を見極めつつ、引き続き捕獲強化などの対策を進めることとしています。

本日、この説明後にご意見をいただいた上で、委員の皆様の意見をより反映していけるよう、先月同様、意見書検討班による協議をしたいと思いますので、申し訳ありませんが、総会終了後、メンバーの方や時間の取れる方は、出席のほうよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

事務局から、説明がありましたとおり、総会終了後に開催する意見書検討班において詳細に検討していただくことにしていますので、関係委員の方はよろしくをお願いします。

続きまして、議事日程6、その他事項に入ります。説明をお願いします。

## 事務局（小路次長）

それでは、令和4年第5回広島市議会定例会について、報告させていただきます。資料1の1ページをお開きください。

6月14日の本会議での一般質問で、安佐南区の碓井議員から生産緑地制度の活用と農業生産資材の高騰への対応について3点の質問がございました。

まず、「都市農業の更なる振興を図るためには、生産緑地制度の活用に進んで手を挙げてもらう必要があります、ハード・ソフト両面において適切な支援が必要になると考えるがどうか」との質問があり、市長から「本市の都市農業は、市民への新鮮な農作物の安定供給のみならず、災害時の避難場所や市民が自然に触れる場の提供など、多様な機能を有し、持続可能なまちづくりを進める上で

重要な役割を担っていると認識している。今後も生産緑地地区の一層の拡大を図っていきたいと考えている。そのためにも、農業協同組合との連携を強化し、農業者への的確な相談対応や技術指導などの支援に力を入れるとともに、後継者に対する給付金の支給といったソフト面と、継承時の施設整備等への補助金の支給といったハード面の支援の両方を用いて、対象となる農業者の本制度の活用への動機付けを図っていくことにしている」との答弁がございました。

次に、「より一層、生産緑地制度の周知や積極的な活用を促す取組が必要だと考えるがどうか」との質問に対し、経済観光局長から、「本制度に関心を持ちながら活用を躊躇している農業者の後押しをするため、新たに生産緑地制度を活用している農業者の方に動機やメリットについて話していただく懇談会を設けるなど、積極的な活用を促す取組を行いたいと考えている」との答弁がございました。

最後に、「農業生産資材の高騰は、その上昇分を野菜等への価格に転嫁できない中、農業者の経営を直撃している。こうした深刻な状況に対して、どのような認識を持ち、どのような対応を考えているのか」との質問に対し、こちらも経済観光局長から、「農業生産資材の値上がりの影響が出始めており、農業者の経営に先行きへの不安感が広がりつつあると認識している。農業者の支援については、これまで行っている農業生産技術指導の中で土壌分析結果に基づく肥料の適正使用の指導に力を入れるとともに、国や県の支援策の動向も見ながら、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「原油価格・物価高騰対応分」を活用した支援策の検討を現在進めている」との答弁がございました。なお、16日に常任委員会がございましたけれども、こちらの方では、農業関係の質疑はありませんでした。報告は以上です。

## 事務局（平木主幹）

続きまして、会長、会長職務代理者の年間業務分担について説明をいたします。

資料2をご覧ください。役員の業務分担について説明します。先月17日の総会で、会長と会長職務代理者2名が互選により決定され、その業務分担が決まりましたので、ご報告いたします。

まず毎月開催されます総会の議長は、福島会長に担当していただきます。

次に県の農業会議の関係ですが、総会や、常設審議委員会、他市町の現地調査について、これも福島会長に担当していただきます。

続いて、意見書提出や市長との懇談会、認定農業者との意見交換会についてですが、こちらは3名の役員全員の出席をお願いします。

次に、農林水産振興センターの関係ですが、スローライフ研修生の審査会、ひろしま活力農業経営者育成事業の受講生の審査会、研修生の終了式などは、鍛冶山会長職務代理者と己斐会長職務代理者にそれぞれ分担して出席していただきます。

その次に、全国大会の関係の出張や、県の農業会議の関係の会議ですが、鍛冶山会長職務代理者と、己斐会長職務代理者で分担していただきます。

その他、先進地視察、他都市視察対応、農業振興対策協議会、家族経営協定調印式

については役員がそれぞれ分担します。

役員には事前に協議していただき、この表のとおりに分担することに同意をいただいておりますが、業務を行いながら、また、都合もあることですので、臨機応変に対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

## 事務局（山崎主事）

続きまして、資料3をご覧ください。令和4年度中山間地域お宝資源掘り起こし事業第2次募集についてです。こちらは、中山間地域での農家ビジネスにつながる活動を支援する事業です。募集期間は来週7月15日（金）までとなっております。②ページに今までの活動の事例等が書いてありますので参考にしてください。申請される場合は、③ページに申請受付・問合せ先が書いてありますので、区役所農林課に電話連絡していただければと思います。よろしくお願いします。

続きまして、資料4をご覧ください。令和4年度第2回地区協議会開催日程についてです。7月6日（水）から13日（水）に現地調査を予定しております。旧市は7月7日（木）9時50分から集合場所は東区役所駐車場です。安佐南区は7月12日（火）10時から集合場所はJ A広島市伴支店駐車場です。白木・高陽地区は7月13日（水）9時から集合場所はJ A広島市白木支店駐車場です。可部地区は7月6日（水）10時から集合場所は安佐北区役所1F市民ロビーです。安佐地区は7月13日（水）13時から集合場所はコムズ安佐パーク駐車場です。安芸区は7月8日（金）10時から集合場所は阿戸グリーンセンター駐車場です。佐伯区は7月11日（月）10時から安佐北区役所1F市民ロビーです。以上で地区協議会開催日程についての連絡を終わります。

続きまして、資料5をご覧ください。広島市農業委員会研修会の開催について、説明をさせていただきます。この研修会は、農業委員、推進委員合同での研修会です。期日ですが、次回総会終了後に予定しております。総会終了後の15時30分から17時、場所は東区役所の5階講堂です。農地の利活用の推進に向けた農業委員会活動という内容で研修会を行いたいと思っております。それから、研修会終了後に開催します懇親会ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今回は中止ということにさせていただきます。以上で農業委員会研修会開催についての説明を終わります。

続きまして、資料6をご覧ください。今月の許可案件等の受付締切日は7月15日（金）です。現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、15日の夕方、17:15～18:00頃を目安に電話で調整させていただきます。現地調査日程は、19日（火）の午前は旧市、午後は安芸区、20日（水）の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、21日（木）の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願いします。

最後に身分証の配付についてです。本日お手元にお配りしておりますとおり、身分証明書、名前札、名刺ですが、身分証明書については任期満了まで大切に取扱ってください。また、名前札は現地調査等の際に、身分証明書等を入れてお使いください。

名刺については、不足する場合は、事務局に連絡いただければ補充しますので、よろしくをお願いします。

以上で議事日程6、その他の説明を終わります。

## **議 長**

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

## **議 長**

これで令和4年第8回総会を終了します。

次回の総会は、令和4年8月5日（金）午後1時30分から、東区役所5階研修室で行う予定です。それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

## **己斐会長職務代理者**

先般より猛暑が続きまして、私もナス畑で朝5時からナスをもいでいます。日中は非常に暑いのですが、一転して台風がくるということで明日くらいからまた雨、風がかなり吹くんじゃないかと思います。丁度瀬戸内の中間点を通過するようなことを言っております。特にまた台風が過ぎますと、暑さがまたぶり返してきますので、健康には十分留意されまして、仕事の方、励んでいただきたいと思います。

本日は長時間にわたりまして、大変お疲れでございました。ご苦労様でした。